

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第九十二号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年広島県規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>（市町が処理する事務の範囲） 第二条（略）</p>		<p>（市町が処理する事務の範囲） 第二条（略）</p>	
<p>一の九の二 特例条 例第二条 の表の第 十一号の 四の二39</p>	<p>（略）</p> <p>(1) 規則第一条の三の規定により提出される書類（麻薬小売業者に係るものに限る。）の受付</p> <p>(2) 規則第六条の三及び第六条の四の規定により提出される書類の受付</p>	<p>一の九の二 特例条 例第二条 の表の第 十一号の 四の二37</p>	<p>（略）</p> <p>(1) 規則第一条の三の規定による役員等の変更の届出書（麻薬小売業者に係るものに限る。）の受付</p> <p>(2) 規則第六条の三の規定による役員等の変更の届出書の受付</p>
<p>十二 特例 条例第三 条の表の 第八号(5) に規定す る麻薬及 び向精神 薬取締法 の施行に 係る事務 のうち、 規則に基</p>	<p>（略）</p> <p>(1) 規則第一条の三及び第一条の四の規定により提出される書類の受付</p> <p>(2) 規則第一条の五の規定による研究内容の変更の届出の受付</p> <p>(3) 規則第六条の三及び第六条の四の規定により提出される書類の受付</p> <p>(4) 規則第六条の五の規定による試験研究施設の変更の届出</p>	<p>十二 特例 条例第三 条の表の 第八号(5) に規定す る麻薬及 び向精神 薬取締法 の施行に 係る事務 のうち、 規則に基</p>	<p>（略）</p> <p>(1) 規則第一条の三の規定による役員等の変更の届出の受付</p> <p>(2) 規則第一条の四の規定による研究内容の変更の届出の受付</p> <p>(3) 規則第六条の三の規定による向精神薬取扱者に関する変更の届出の受付</p> <p>(4) 規則第六条の四の規定による試験研究施設の変更の届出</p>

(略)	づく事務 であって 別に規則 で定める もの
(略)	の受付
(略)	づく事務 であって 別に規則 で定める もの
(略)	の受付

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。